

# 野村ブル・ベア セレクト5 (米国国債4倍ベア5)

## 償還運用報告書(全体版)

第3期(償還日2015年1月16日)

作成対象期間(2014年1月17日~2015年1月16日)

### 受益者のみなさまへ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。  
このたび、約款の規定にもとづき償還決算を行い、償還価額が決定いたしました。  
ここに設定日から償還までの運用経過をご報告いたしますとともに、ご愛顧に対し厚く御礼申し上げます。

●当ファンドの仕組みは次の通りです。

商品分類	追加型投信/海外/債券/特殊型(ブル・ベア型)
信託期間	2012年2月29日から2015年1月16日までです。
運用方針	米国国債先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが米国の長期国債市場の日々の値動きの概ね4倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行います。
主な投資対象	円建ての短期公社債等の短期有価証券を主要投資対象とし、米国国債先物取引を主要取引対象とします。
主な投資制限	株式への投資は転換社債を転換したもの等に関し、投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。
分配方針	毎決算時に、原則として利子・配当等収益等を中心に基準価額水準等を勘案して分配します。留保益の運用については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

## 野村アセットマネジメント

東京都中央区日本橋1-12-1



サポートダイヤル 0120-753104  
(受付時間) 営業日の午前9時~午後5時

ホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

## ○設定以来の運用実績

決算期	基準価額 (分配落)	騰落率		債組入比率	債券先物比率	純資産額
		税金	中期騰落			
(設定日)	円 銭	円	%	%	%	百万円
2012年2月29日	10,000	—	—	—	—	200
1期(2013年1月16日)	8,720	0	△12.8	69.3	△392.5	432
2期(2014年1月16日)	9,510	0	9.1	65.9	△402.6	2,350
(償還時)	(償還価額)					
3期(2015年1月16日)	7,151.04	—	△24.8	—	—	348

\*債券先物比率は買い建て比率-売り建て比率。

\*当ファンドは日々の基準価額の値動きが米国の長期国債市場の日々の値動きの概ね4倍程度反対となることを目指して運用を行うため、ベンチマーク等はありません。

## ○当期中の基準価額と市況等の推移

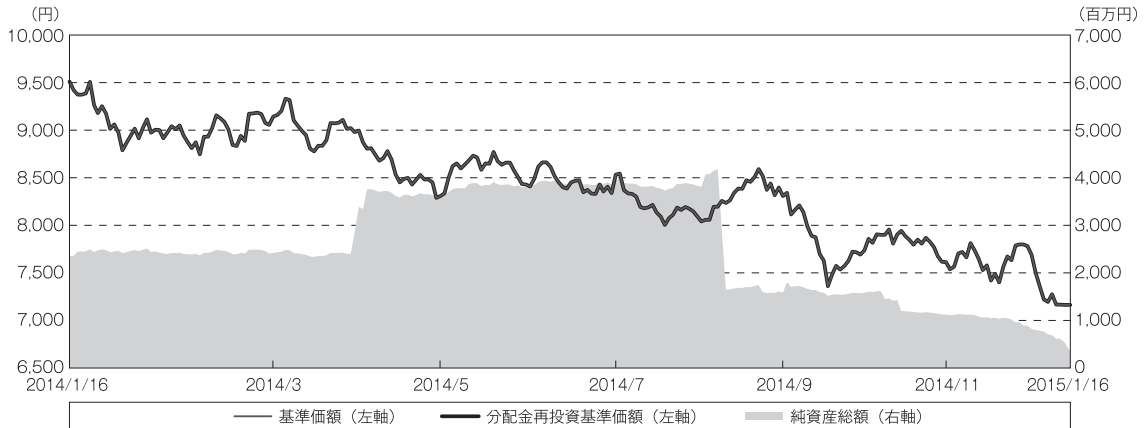
年月日	基準価額	騰落率		債組入比率	債券先物比率
		騰落	率		
(期首)	円 銭		%	%	%
2014年1月16日	9,510	—	—	65.9	△402.6
1月末	9,058	△4.8		66.7	△406.3
2月末	8,806	△7.4		68.0	△406.6
3月末	9,138	△3.9		—	△400.7
4月末	8,993	△5.4		56.2	△401.1
5月末	8,299	△12.7		68.1	△396.2
6月末	8,422	△11.4		67.8	△401.4
7月末	8,526	△10.3		66.7	△391.5
8月末	8,032	△15.5		68.2	△430.4
9月末	8,301	△12.7		68.9	△459.2
10月末	7,806	△17.9		68.5	△403.6
11月末	7,603	△20.1		70.5	△403.6
12月末	7,678	△19.3		67.2	△405.8
(償還時)	(償還価額)				
2015年1月16日	7,151.04	△24.8		—	—

\*騰落率は期首比です。

\*債券先物比率は買い建て比率-売り建て比率。

## ◎運用経過

## ○期中の基準価額等の推移



期 首：9,510円

期末(償還日)：7,151円04銭 (既払分配金(税込み)：-円)

騰 落 率：△24.8% (分配金再投資ベース)

(注) 分配金再投資基準価額は、分配金(税込み)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。作成年首(2014年1月16日)の値が基準価額と同一となるように指数化しております。

(注) 分配金を再投資するかどうかについてはお客様がご利用のコースにより異なり、また、ファンドの購入価額により課税条件も異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注) 上記騰落率は、小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。

## ○基準価額の主な変動要因

基準価額は、期首9,510円から償還価額7,151.04円に2,358.96円の値下がりとなりました。

世界的に金融緩和政策が実施されたことから、基準価額は下落しました。

## ○投資環境

期首より、米国の個人消費が回復しないためFOMC（米連邦公開市場委員会）の金融緩和政策が継続するとの見通しが広がったこと、またアルゼンチンペソ為替相場の急落やウクライナ情勢への懸念などから新興国経済への警戒感が広まり安全資産である米国国債への買い需要が高まったことから、債券価格は上昇しました。また2014年9月以降も、発表された経済指標に応じて上下しながらも、世界経済の景気減速で米国の利上げが先送りされるのではないかとの見通しが広がり、債券価格は上昇しました。

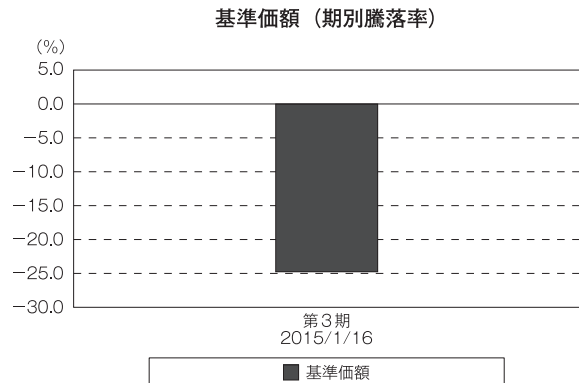
## ○当ファンドのポートフォリオ

わが国の短期公社債、コール・ローン等に投資すると共に、市況変動及び日々の設定・解約などに伴う純資産の変動を考慮し、日々の純資産総額に対する米国10年国債先物の売建比率が400%程度となるよう調整を行いました。また、米国ドルの変動による影響を低減するため為替ヘッジを行いました。

## ○当ファンドのベンチマークとの差異

当ファンドは日々の基準価額の値動きが米国の長期国債市場の日々の値動きの概ね4倍程度反対となることを目指して運用を行うため、ベンチマーク等はありません。

グラフは、期中の基準価額騰落率です。



(注) 基準価額の騰落率は分配金込みです。

## ◎分配金

償還のため分配は行いませんでした。

## ◎設定来の運用経過

〈設定来の基準価額の推移〉



〈米国10年国債利回りの推移〉



\* 債券利回りの低下は債券価格が上昇したことを示し、逆の場合は下落したことを示します。

第1期は、FRB（米連邦準備制度理事会）がQE3（量的緩和第3弾）の実施を発表したことから、基準価額は下落しました。

第2期は堅調な米国の経済指標の発表や、FRB（米連邦準備制度理事会）が量的金融緩和策の縮小を発表したことから基準価額は上昇しました。

第3期は新興国経済への警戒感が広まり安全資産である米国国債への買い安心感が広がったこと、また世界経済の景気減速で米国の利上げが先送りされるのではないかとの見通しが広がり、基準価額は下落しました。

## 〇1口当たりの費用明細

(2014年1月17日～2015年1月16日)

項 目	当 期		項 目 の 概 要
	金 額	比 率	
(a) 信 託 報 酬	95	1.134	(a) 信託報酬＝期中の平均基準価額×信託報酬率
( 投 信 会 社 )	( 36 )	( 0.436 )	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等
( 販 売 会 社 )	( 54 )	( 0.644 )	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
( 受 託 会 社 )	( 5 )	( 0.054 )	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
(b) 売 買 委 託 手 数 料	9	0.111	(b) 売買委託手数料＝期中の売買委託手数料÷期中の平均受益権口数 ※売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
( 先 物 ・ オ プ シ ョ ン )	( 9 )	( 0.111 )	
(c) そ の 他 費 用	0	0.003	(c) その他費用＝期中のその他費用÷期中の平均受益権口数
( 監 査 費 用 )	( 0 )	( 0.002 )	監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
( そ の 他 )	( 0 )	( 0.001 )	信託事務の処理に要するその他の諸費用
合 計	104	1.248	
期中の平均基準価額は、8,388円です。			

\* 期中の費用（消費税等のかかるものは消費税等を含む）は、追加・解約により受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

\* 各金額は項目ごとに円未満は四捨五入してあります。

\* 各比率は1口当たりのそれぞれの費用金額（円未満の端数を含む）を期中の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。

## ○売買及び取引の状況

(2014年1月17日～2015年1月16日)

## 公社債

		買付額	売付額
国内	国債証券	千円 409,534,007	千円 411,084,584

\*金額は受け渡し代金。(経過利子分は含まれておりません。)

\*単位未満は切り捨て。

## 先物取引の銘柄別取引状況

銘柄別			買建		売建	
			新規買付額	決済額	新規売付額	決済額
外国	債券先物取引	TNOTE(10YEAR)	百万円 —	百万円 —	百万円 60,124	百万円 71,553

\*単位未満は切り捨て。

\*外国の取引金額は、各月末(決算日の属する月については決算日)の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算した金額の合計です。

## ○利害関係人との取引状況等

(2014年1月17日～2015年1月16日)

## 利害関係人との取引状況

区分	買付額等 A	うち利害関係人との取引状況B		売付額等 C	うち利害関係人との取引状況D	
			$\frac{B}{A}$			$\frac{D}{C}$
為替先物取引	百万円 2,734	百万円 164	% 6.0	百万円 2,495	百万円 123	% 4.9
為替直物取引	903	241	26.7	599	189	31.6

利害関係人とは、投資信託及び投資法人に関する法律第11条第1項に規定される利害関係人であり、当ファンドに係る利害関係人とは野村信託銀行です。

## ○組入資産の明細

(2015年1月16日現在)

2015年1月16日現在、有価証券等の組入れはございません。

## ○投資信託財産の構成

(2015年1月16日現在)

項 目	償 還 時	
	評 価 額	比 率
	千円	%
コール・ローン等、その他	553,190	100.0
投資信託財産総額	553,190	100.0

\*金額の単位未満は切り捨て。

## ○資産、負債、元本及び償還価額の状況 (2015年1月16日現在)

項 目	償 還 時
	円
(A) 資産	553,190,484
コール・ローン等	553,187,090
未収利息	3,394
(B) 負債	204,398,610
未払解約金	192,712,299
未払信託報酬	11,664,146
その他未払費用	22,165
(C) 純資産総額(A-B)	348,791,874
元本	487,750,000
償還差損金	△138,958,126
(D) 受益権総口数	48,775口
1口当たり償還価額(C/D)	7,151円04銭

(注) 期首元本額2,471百万円、期中追加設定元本額3,340百万円、期中一部解約元本額5,324百万円、計算口数当たり純資産額7,151.04円。

## ○損益の状況 (2014年1月17日～2015年1月16日)

項 目	当 期
	円
(A) 配当等収益	1,131,830
受取利息	1,131,830
(B) 有価証券売買損益	53,523,221
売買益	94,157,724
売買損	△40,634,503
(C) 先物取引等取引損益	△114,432,938
取引益	33,106,231
取引損	△147,539,169
(D) 信託報酬等	△28,408,983
(E) 当期損益金(A+B+C+D)	△88,186,870
(F) 前期繰越損益金	1,080,366
(G) 追加信託差損益金	△51,851,622
(配当等相当額)	(2,033,152)
(売買損益相当額)	(△53,884,774)
償還差損金(E+F+G)	△138,958,126

\*損益の状況の中で(D)信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しています。

\*損益の状況の中で(G)追加信託差損益金とあるのは、信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差し引いた差額分をいいます。



## ○投資信託財産運用総括表

信託期間	投資信託契約締結日	2012年2月29日		投資信託契約終了時の状況	
	投資信託契約終了日	2015年1月16日		資産総額	553,190,484円
区分	投資信託契約締結当初	投資信託契約終了時	差引増減または追加信託	負債総額	204,398,610円
				純資産総額	348,791,874円
受益権口数	20,000口	48,775口	28,775口	受益権口数	48,775口
元本額	200,000,000円	487,750,000円	287,750,000円	1口当たり償還金	7,151円04銭
毎計算期末の状況					
計算期	元本額	純資産総額	基準価額	1口当たり分配金	
				金額	分配率
第1期	496,100,000円	432,587,842円	8,720円	0円	0.00%
第2期	2,471,940,000	2,350,864,506	9,510	0	0.00

## ○償還金のお知らせ

1口当たり償還金(税込み)	7,151円04銭
---------------	-----------

## ○お知らせ

- ①運用報告書(全体版)について電磁的方法により提供する所要の約款変更を行いました。  
 <変更適用日:2014年12月1日>
- ②書面決議の要件緩和等に関する所要の約款変更を行いました。  
 <変更適用日:2014年12月1日>
- ③書面決議に反対した受益者が受託者に対して行う受益権の買取請求を不適用とする所要の約款変更を行いました。  
 <変更適用日:2014年12月1日>